

打合せ議事録(・面接・電話) (1 / 3)

業務名称 鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託

日時	令和4年9月26日（月） 14：50 ～ 16：15	
場所	鎌倉市役所 会議室（オンライン）	
出席者	先方	当社
	鎌倉市教育委員会：教育文化財部学校施設課	・ 桑田 哲司（業務責任者）
	・ 萩原係長	・ 杉浦（工事発注業務責任者）
	学識経験者：松田綜合法律事務所	・ 谷内田（入札等業務従事者）
	・ 佐藤弁護士	・ 吉田（その他業務従事者）
以下のとおり、鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託の第3回入札適正監視委員会を行い、鎌倉市内の入札参加業者からの申し入れ事項に関し、執行中の入札執行手続きが正当なものであることを確認しました。		
1. 開会		
委員長兼議長：佐藤弁護士		
2. 工事別発注概要書と特記仕様書の「現場代理人の資格」記載内容		
設計図書内の現場代理人の資格には、1級管工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士と記載があり、工事別発注概要書の現場代理人の資格欄に記載がないことに関して入札参加業者から指摘があった件について法律上問題となる点はないでしょうか。このまま入札手続きを進めて問題ないでしょうか。（萩原）		
→仕様に変更が生じるケースであれば、訂正が必要となることも考えられますが、工事別発注概要書に工事の全ての事項を記載する必要はなく、今回の場合は概要書内（配置技術者の資格欄）に「特記仕様書に定める適正な技術者を配置できること」と記載があり、内容自体に変更が無いことは明らかで、違法とはならないので、参加業者に説明を行えば問題ありません。ただし、今後、分かり易いように記載する方が良いです。（佐藤弁護士）		
→了解しました。（萩原）		
（受領した資料）		
1. 打合せレジュメ		
2.		
3.		
4.		

日時	令和4年9月26日(月) 14:50 ~ 16:15
3. 開札日の変更	
今回、開札日が1日後ろ倒しに変更となった入札があり、公告後に開札日に変更になる事例は鎌倉市の発注ではあまりありませんが、変更には違法性はないでしょうか。(萩原)	
→建設業法上において入札を行う場合には10日以上の見積り期間を設けるよう規定されておりますが、見積期間が長くなることは問題ないと認識しております。(桑田)	
→「鎌倉市工事等入札執行取扱基準」及び「鎌倉市一般競争入札執行取扱基準」に基づいていれば手続き上問題ありません。変更後の入札日までの期間があまりにも長ければ、参加中の業者から入札機会を奪うことにつながると思われますが、1日程度であれば参加業者に不利益になるとは言えず、法的に問題とはならないので、参加業者に説明をした上で、変更するのは問題ありません。(佐藤弁護士)	
→了解しました。(萩原)	
※開札日に変更となった入札において、参加業者に事前に説明をしており、日程変更を理由とする入札参加辞退者はいませんでした。	
4. 今後の発注工事における現場代理人の資格要件設定	
1級管工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士のように1級の縛りがあると鎌倉市内業者がそもそも入札参加が難しくなる旨、入札参加業者から指摘がありました。普通教室の冷暖房設置工事の時は、現場代理人に資格要件を設定していませんでしたが、今回の要件を設定した理由はなぜでしょうか。(萩原)	
→まず前提として、一定金額以上の公共工事においては、監理技術者を専任で配置する必要があります。本工事では監理技術者は現場代理人を兼ねることができると定めさせていただいております。	
今回入札に参加されている鎌倉市内の施工業者様は、全て建設業法上の特定建設業登録業者となっています。	
参加業者様の規模、実績等や今回発注する工事の規模、学校の特殊性、生徒の安全性等を総合的に見て、1級の技術者を配置することが適正であると考えました。(桑田)	
→資格要件を設定することは発注者の意思として法律的にも問題ありません。(佐藤弁護士)	
→尚、この件については第2回入札適正監視委員会において、説明しご了解を得ております。(桑田)	
→了解しました。「鎌倉市立第一小学校他2校冷暖房設備設置工事」及び「鎌倉市立第一中学校他2校冷暖房設備設置工事」は一定金額以上の工事であり、資格を持つ	

以上